

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(運営規程) 第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(運営規程) 第8条 (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u></p>
<p>(非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u></p>	<p>(非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u></p>
<p>(職員の配置の基準) 第13条 (略) 2～11 (略) 12 第1項第3号、第6号および第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士または調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム <u>栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>	<p>(職員の配置の基準) 第13条 (略) 2～11 (略) 12 (略) (1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>

第17条 (略)

2～5 (略)

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条までおよび次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条までおよび次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修 ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録等）

（新設）

第32条 養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。